

■■■第6部 事業展開例

- 6-1 施設の建物…………… 37
- 6-2 専門機能の活用…………… 38
- 6-3 災害時の拠点として…………… 40
- 6-4 防犯活動への参画…………… 41
- 6-5 教育機能の活用…………… 42
- 6-6 企業との連携…………… 44
- 6-7 ボランティア活動のためのマネジメント体制の構築…………… 46

■■■6-1 施設の建物

施設は、ともすれば地域での生活とは切り離されてしまいがちですが、本当は、地域のいろいろな人たちと関わりを持って生活しているところです。

そのためには、施設という社会資源をいかに活用して、地域と共生していくかが大切です。

ここでは、施設の建物（場の提供）設備、機器の活用などについて、具体例を挙げることにより、施設の地域拠点としての役割を明確にしていきたいと思います。

① 会議室、食堂スペース等の開放

自治会等の会合、地域の各種サークル活動に、時間帯によって空くスペースを提供。

② 配食・会食のための厨房設備の提供

地域のボランティアの方々等による配食サービスや、会合等の会食時の調理に厨房設備を提供。

③ 福祉車両の提供

車いす用リフト付き福祉車両の貸出。

④ 入浴設備の提供

障害者等への特殊浴槽等の入浴設備の提供。

⑤ 各種福祉用具の提供

車いす、介護用ベッド等の貸出。

⑥ 地区社協等の出張機関としての場の提供

また、施設に対する地域からの閉鎖的であるというイメージ、在宅が不可能だから施設へという考え方を変えてもらうためにも、一緒に「施設のあり方」を考えてもらえるサポーター（よき理解者たち）を地域の中に増やしてゆくことも必要になっていると思います。

6-2 専門機能の活用

施設の地域拠点としての役割でいえば、前述の「施設の建物」は、いわばハードの部分であり、施設の持つソフトの部分＝「人」（専門職）の活用も重要な要素の一つとなります。

いかに施設から地域へ情報発信できるか、施設とはどんなところなのかを、まず、地域住民に知ってもらうことが重要となります。

その上で、各種サービスの活用や、様々な地域に向けた活動を通して、施設と地域は、相互な関係を持つことが望まれています。

ここでは、専門機能の活用として、具体例を挙げ、施設と地域がどんな関係を持つことができるかを考えていきたいと思います。

① 相談支援事業

地域にある福祉センターなどでの、福祉制度・介護・医療・栄養・介護者の悩みなどに関する、専門職による出張相談会の実施。

地域住民と施設職員とのコミュニケーションの場として活用。

② 介護教室の開催

施設の内外での、介護技術・知識などについての介護教室を定期的に行うことにより、介護者の負担を軽減。

○ 家族介護教室

施設利用者の家族に対する介護教室として位置付けます。施設利用者が外出、外泊等する際に家族が介護できない場面を多く見受けます。排泄や食事の介護や認知症の介護等の知識・技術を身に付けることにより、家族との交流が増えることが目標です。

また、面会にこられた場合、車いすへの移乗や食事の介助等家族の方ができることにより、より自由な面会が実現し、お散歩や簡単な運動等いろいろな交流場面が広がっていくと思います。

○ ボランティア講座の開催

○ ホームヘルパー2級養成研修事業の実施

○ 認知症サポーター講座の実施

○ 地域の各種講座等での職員による講師参加

③ 介護予防教室の実施

健康の維持・増進、介護予防につながる運動プログラムを、施設内外で、定期的に実施。

④ 情報紙の発行、掲示、配布

介護教室等へ、出向くことがむずかしい方々もいるため、介護技術や知識、身近な話題などを、わかりやすくまとめた情報紙の定期発行、掲示、配布。

⑤ 専門機能の交流

企業の人事部等と組んで、お互いの専門分野を研修しあう取組です。例えば販売業務をしている企業であれば、来客者のお年寄りや車いすの方への配慮の研修を施設側で行います。一方接客、接遇の研修を企業側が行います。こんな形での研修提携でお互いの職員の向上に繋がればよいと思います。

⑦ 各種ネットワークの構築

○ 認知症高齢者の家族等のつどいの開催

○ 地域の見守りネットワークの構築

○ 介護者のネットワーク構築の支援

○ 地域包括支援センターとの連携

■■■6-3 災害時の拠点として

数年前から団塊の世代が大量に定年を迎えているなかで、今日の日本は超高齢化社会であると言っても過言ではありません。

このような時代であって、もし未曾有の災害が発生し高齢者が被災し自宅を失った場合、避難所に指定されている学校などの公共施設で高齢者を待っている環境は、精神的、肉体的に辛く苦しい状況にさらされることは間違いありません。

年齢、性別を問わない大勢の避難者と共に、プライバシーも確保出来ない狭い範囲で共同生活をし、避難した季節が夏場なら異常に蒸し暑く、冬場は冷たい床での生活であると同時に、周囲の人に神経を使いながら深夜にはトイレにも行けず、食事も普段食べ慣れないお弁当や冷たい食事です。このような避難所生活が長期間に及ぶことによって、高齢者は抵抗力が極端に弱くなり、感染症や肺炎が蔓延する可能性もあるばかりか、夜中トイレに行かなくするために水分を摂らないようにし、脱水症状や泌尿器系の疾患を発病する可能性もあります。

そんな中で、現在の高齢者福祉施設はある程度の耐震性に優れて、ある一定の備蓄も備え、レクリエーション室などの広い部屋も設けてあることから、災害時の拠点として活動することが期待できることや、施設の中には看護・介護職員等が勤務し、災害時には素早く被災した高齢者を積極的に受け入れることは、これからの高齢者福祉施設にとって地域に開かれた最も有効な活動であると同時に、地域に根付いた施設として活躍することが、本来のあるべき姿であると思います。

今後、高齢者福祉施設などが行政機関、防災機関、地元消防団などと協定などを結び密に連携を取ることや、地域と協力し地域防災計画への参画をはじめ、防災訓練などで高齢被災者の受け入れ訓練などを行い、公共施設と同等の扱いになるような高齢者の避難所、さらには防災時の拠点としての機能が求められ、行政機関、防災機関、地域住民とが一丸となってタイアップしていく必要が今後、確実に求められていると考えます。

6-4 防犯活動への参画

子どもを狙った犯罪や不審者の目撃は年々増え続け、警察機関、学校、地域の防犯パトロールの方々が日夜警戒にあたっておりますが、被害の情報は後を絶ちません。また子どもだけでなく、高齢者を狙った詐欺事件や押し売りとも思われる販売被害も決して少なくありません。

最近、各自治体では「子ども110番の家」を地域の商店やガソリンスタンドに看板を掲げ、子どもなどに何かあった際、「子ども110番の家」の看板を掲げたところへ駆け込むように指導していますが、定休日や夜間は対応出来ないこともあり、まだまだ不安は解消されません。そんな中で、高齢者福祉施設などは必ず職員がいるため、犯罪に巻き込まれそうになったとき、不審者と遭遇したときは24時間駆け込むことができることから、地域防犯活動に貢献することは可能であると考えられます。

また、施設周辺は、訪問介護や入所者の送迎などで施設車輛が頻繁に通行することから、防犯パトロールも併せて行い、不審者や不審車輛の早期発見、早期通報から犯罪を未然に防ぐことができる期待もあり、より一層の地域防犯対策を担えると期待されます。

さらに高齢社会である今日、高齢者の徘徊もしばしば報告されており、警察機関なども捜索や保護なども行っておりますが、保護した徘徊高齢者との対応も専門家ではないので苦慮することもあるかと思えます。そのような場合、施設を一時的な預かりの場として開放することで、徘徊高齢者の確実な安心、安全な介護の提供をはじめ、心のケアに努めることで早期に家族との再会に協力することができると思えます。

今後、施設などが防犯対策に積極的に協力すること、また警察機関、行政機関と連携、情報交換を密に行うことで、地域の安全を担い、信頼を得ることを期待します。

6-5 教育機能の活用

高齢者福祉施設の役割の一つである福祉教育的役割について考えると、施設は地域住民のボランティア活動の場として貴重な存在であることが多くの実例によって明らかですが、次代を担う子どもたちにとっても施設での体験的ボランティア活動により高齢者を理解するとともに援助の方法やその多様性、あるいは福祉問題、制度の仕組みを学ぶことができる貴重な資源であります。

また、今日最も重要な課題でもある福祉専門職の養成についても、専門職を目指す学生は養成校で援助方法や制度などの理論を学び、一方、施設での実習により実践的な学習を深めていきますので、施設は重要な「教育の場」でもあります。

教育的役割を達成するために、現在多くの施設において児童・生徒・学生の福祉体験や実習の受け入れ、講師の派遣、福祉講座の開催などの活動については既に実践しているところですが、各施設が教育機能をより充実させ効果的な活動を実践することにより、福祉教育の目的の一つである福祉人材を発掘するということにも繋がり、さらには地域福祉の向上に結びつくことが十分に期待されます。

当研究会におけるモデル事業で、4施設が様々な分野へのアンケート調査を実施したなかで、ある教育機関を対象に行った調査によると、学校（教育機関）側から特別養護老人ホームの福祉教育機能に対しての期待や要望が大きいことが実証されましたが、その声に応えるためには施設内において人材確保やプログラムの開発、時間や労力の問題など様々な課題があることも事実です。

また、何よりも施設を利用している高齢者や家族の理解・協力も得なくてはなりません。これらの課題を克服し、計画的且つ効率的な教育活動を実施していくためには次の事項の改善が必要であると考えます。

- ① 施設と学校双方での目的の共有
- ② 効果的な体験プログラムの選定と開発
- ③ 事前学習の明確化と充実
- ④ 体験・実習後の振り返りと次の学びへの発展
- ⑤ 活動に関する資源の確保とノウハウの習得

これらの課題に関しては、施設が学校（教育機関）との協働で取り組むことが急務であ

り、これにより福祉施設の教育的機能が一層充実したものとなり、同時に地域住民からより必要とされる施設になり得る。つまり施設の「普遍的役割」に加えて、大変重要な「選択的役割」を施設が発揮するということになります。

施設が専門とする介護の機能を通じて、昨今の社会問題の要因とも考えられる地域住民の連帯の希薄化の改善のため、「つながる社会」の構築を目指した福祉教育的役割は、施設の本来の役割であるといえるのではないのでしょうか。

6-6 企業との連携

地域の拠点としての施設のあり方における「地域」の実態は、都市部・農村部・商業地・住宅地、あるいは人口規模・産業等、その施設のおかれた立地環境によって千差万別です。そのような様々な特性をもつ「地域」の中で、社会資源の一つとしての施設は、地域の産業、中でも地元を中心とした企業とも連携を図りながら、施設自体の専門機能や物的・人的資源を地域に還元し、拠点性を発揮していくことが、これからは求められます。

これまで、モデル事業の過程で、企業側の施設に対するイメージは、一般的に企業を構成する個人（社員）レベルに留まっており、社会資源としての客観的・専門的評価は、施設が地域にあっても、企業（体）側としては、その存在が十分に評価されていないとことが示されています。言い換えれば、施設の存在意義が、あまりに身近で日常的な介護を中心としたニーズを対象としているため、逆に、社会資源としての価値を見落とし、認識されながらも活用の多様性が、施設・企業の双方に蓄積されていない場合もあります。このことは、ある意味、施設にとっても企業にとっても、大きな機会損失です。

施設と企業の連携は、これまでは、お互いに単独の社会資源としての展開を試みようとするあまり、互いの価値を十分伝え合うことができず、連携に際しても施設行事等の単発的なものが多く、従来以上の付加価値を生み出すことができずに、中途半端な連携に終わらせる傾向が強かったと言えます。

本来、連携とはお互いがそれぞれの資源を組み合わせ、何らかの加工等を加えることにより、その結果として個々の付加価値をより一層向上させていくものです。しかしながら、企業は営利を主たる目的として、日々の生産活動を行うものであるため、公共性・公益性を重んじる施設とは相容れない面を生じますが、昨今の社会状況は、企業も単なる利益追求のみでは、その社会的な責任を問われるときに来ており、その意味で、企業自体も社会貢献や福利厚生の実感が、従来以上に求められるようになってきています。逆に言えば、そのような非営利的な活動や社会的な責任・役割を果たしていくことが、企業としての存在価値を高め、結果として企業本来の経営発展に繋がっていくという時代を迎えています。

このことは、施設と企業との連携を考える際に重要なヒントとなっています。つまり、連携が企業にとって社会的な評価の向上に繋がるものであり、そのため施設側も企業に何らかのメリットを提供できるような連携の内容を考えていく必要があるという意味合い

を含んでいます。

具体的な連携の内容は、個々の施設がおかれた地域性にもよりますが、これまで次のようなものが考えられます。

- ① 企業の社会貢献に際しての情報提供などの支援・協力。
- ② 社員や家族のための介護・福祉サービスに関する情報提供。
- ③ 介護予防や介護技術等に関する企業（社員）研修、施設職員の経営的なキャリア研修等への人的資源の相互協力。
- ④ 市場・商品開発や市場テスト等、顧客ニーズに関する情報提供や調査・協力。
- ⑤ 施設行事への企業の協賛・後援、等々。

施設、企業それぞれが、その本来的事業に関係した連携を取るケースもあり、また、それ以外の領域で連携策を打ち立てるケースも考えられます。いずれにしても、双方が固定的な価値観に捉われず、連携によりお互いに何を得ることができるのかを根底として、創造的に関係を積み重ねていく努力が必要です。

■■■6-7 ボランティア活動のためのマネジメント体制の構築

施設の中でさまざまなボランティア活動が行われていますが、「ボランティアが施設サービスの援助をしている」というレベルに留まっていることが多いようです。そこから一歩進めて、「施設がボランティアを育てる」という発想が、施設スタッフに期待されています。「ボランティアの力を借りる施設」から「ボランティアの力になる施設」への転換です。

本モデル事業でのアンケート結果で明らかのように、地域住民と施設との心理的距離は、決して近くはありません。しかし、地域住民であるボランティアの力になることによってボランティア活動が活性化し、地域とのパイプが強化され、地域と施設との協力体制が生まれます。

そうした関係を創り出すためのスキルとして、ボランティアマネジメントがあります。例えば施設内にボランティア委員会を設置して、ボランティアの育成とともに、施設スタッフの意識の高揚を図ることも効果があります。

近年、有償ボランティアという言葉が定着していますが、ボランティアの特性として無償性を挙げた場合でも、金銭的な報酬を求めないだけであって、ボランティアは、やりがい・生きがい・充実感・自己実現・感謝される喜びという報酬は求めています。これが満たされない状況が続けば、活動に対するモチベーションを喪失してしまいます。

つまり、ボランティアマネジメント機能が発揮されている施設での活動により心の報酬が充足すれば、ボランティア活動への意欲は高まりますので、ボランティア自身が地域とのパイプを直接的・間接的に創り出し、施設にとっても地域にとっても実りある結果に繋がると考えられます。

ボランティアにとっての喜びには「自分が役に立っていると感じること」や「仲間づくりの楽しみ」などがあげられます。それらの喜びを実現させるためには、①ボランティア一人ひとりが何をしたいのかを把握する、②施設の理念をしっかりと説明する、③ボランティア同士の語らいの場を設ける、④楽しみながら活動できるグループ編成をする、⑤活動の結果が有意義であったことを伝えるなど、受け入れ側として工夫すべきことがたくさんあります。

「ボランティアをする喜びとボランティアを受け入れる喜びとを両立させることがボ

ランティアマネジャーの喜び」という関係が成立すれば、ボランティアマネジメントは成功したといえるでしょう。

継続的か短期的か、高齢者か若者か、男性か女性か、個人か団体かなどによって受け入れ方も異なりますが、いずれの場合でも「ボランティア計画⇒マニュアルの作成⇒活動の魅力の伝達⇒希望者との面談・配置⇒トレーニング⇒実施とスーパービジョン⇒評価と感謝表明⇒計画のモニタリング」という流れを進めることによって、ボランティア活動を活性化させ、ボランティア・地域・施設の絆を深めることが可能になるでしょう。

ボランティアマネジメントを拡大解釈することになるかもしれませんが、地区社協などが推進している地域福祉活動の拠点としての施設のあり方も視野に入れてほしいと思います。昨今、地域交流スペースなどを設置している施設が増えていますが、これは非常に喜ばしいことです。地域と施設がふれ合うことによって、互いに理解しあうチャンスが膨らみます。

非常に多忙な施設スタッフにとって、ボランティアや住民との交流にかける時間をわずらわしく思う気持ちは理解できないことではありません。しかし、その時間を効果的に使うことによって、地域住民の活動が施設経営の大きな戦力になることもまた、確かであると思われます。

■ ■ ■ 参考

施設のあり方研究会「地域の福祉としての施設のあり方」

1. 社会福祉事業法等の一部を改正する法律、社会福祉法の施行

社会福祉の基盤整備→社会福祉事業法の制定 [1951年(昭和26年)]

敗戦による緊急対策(生活困窮者対策)から福祉増進の積極的理念を願望としてもり込み制定された。その実施体制において、「公的責任の原則」に従い、戦後の我が国の社会福祉制度は新たな歩みをはじめることとなる。

そうしたなか、多くの社会福祉施設は、経営を中央集権的な措置制度に依存してきた。その後、国家は法体制を広げ、公的制度は一律的に発展はしてきたが、しかし、それは我が国の社会福祉における「保護、救済」に基づく狭義な範囲でのものであったと思われる。



在宅福祉サービスの基盤整備→計画的推進、コミュニティへの注目 [1970~1990年代]



社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」いわゆる「社会福祉法」が制定 [2000年(平成12年)]

社会構造の変容によって普遍化、多様化、複雑化してきた今日の福祉需要に対応するため社会福祉基礎構造改革は推進されてきた。1998年には、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革委員会により、「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」、「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって(追加意見)」を公表した。

社会福祉基礎構造改革では、利用者の利益の保護、措置から契約制度への転換、そして何よりもの特徴として掲げなくてはならないのは、「地域福祉の推進」が謳われたことである。社会福祉事業法が制定されてから50年の経過を辿り、21世紀を目前に向えた時点において「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」社会福祉法が制定、ここで、社会福祉基礎構造改革のひとつの区切りを迎え、今後の社会福祉の方向性が示されたことになる。

社会福祉法においては、福祉サービスの利用者は保護・救済の対象としてではなく、自らの意志と選択により自立していく主体であるという考え方が示されており、そこでは、地域福祉の推進をはじめとする社会福祉の基本理念の実現を、計画的かつ統合的な施策の具現化として規定されている。

2. 今日これからの社会福祉の目的

今日は新たな「福祉国家」ないし「社会福祉」の概念とコンセプトの構築が必要となり、具体的にはそれがどのような「社会」であるかを検証・構想することが不可欠であると考える。

福祉の対象者を限られた特定の人々とするのではなく、国民すべてとするものであり、国民ニーズに応えるサービスの統合化を図ることが必要である。

「福祉国家の質的限界」

*画一主義

国民の側も豊かになり福祉ニーズが多様化してきたにもかかわらず、給付を利用者のニーズに合わせる事が難しくなった状況下において、官僚主義的合理主義のためにサービスが硬直的になったこととする。

*パターンリズム

自己決定や自己責任の立場から批判されるとし、国民の判断力を信用せず政府が物事を決めるのが結局は国民のためになるという発想がその根幹に横たわっており、個人の自由や独立を認めない傾向が顕著になり批判されることとなる。

*セクショナリズム

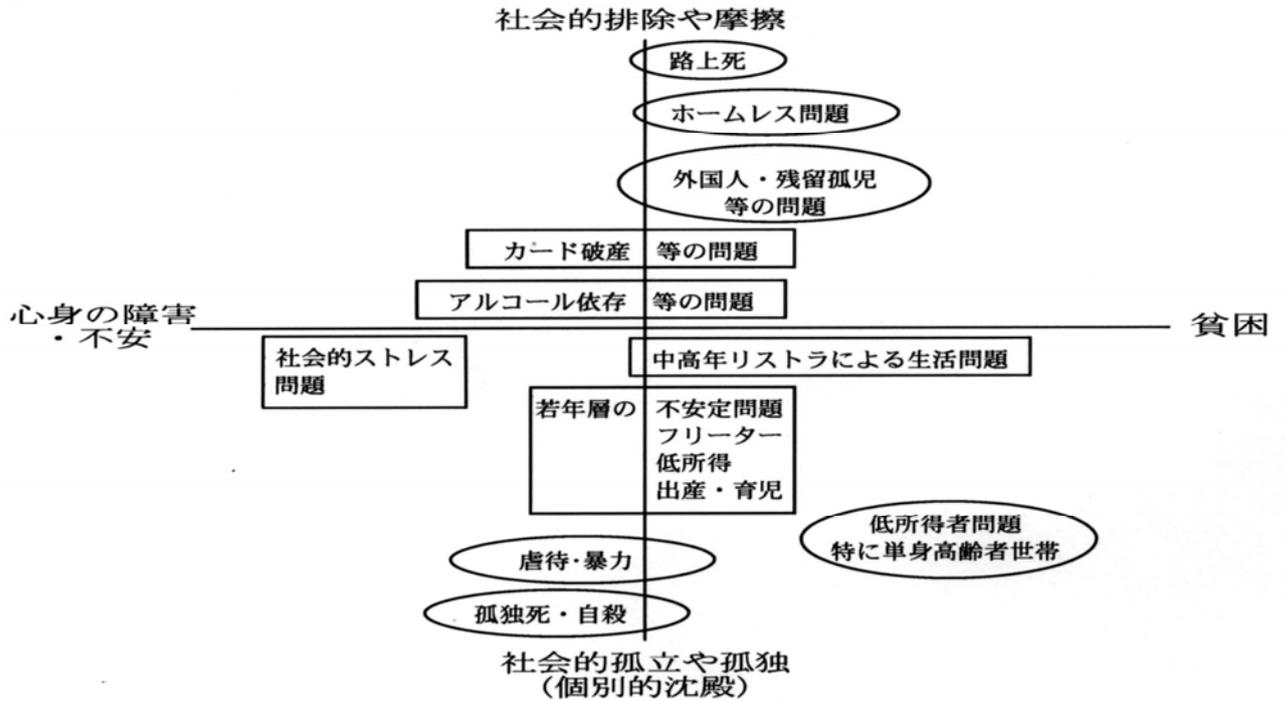
複雑化、多様化している福祉ニーズに横断的、包括的に対応できない問題がある。

3. 新たな社会福祉の課題の出現とその要因

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書を受けて社会構造の変容において、既存の社会資源では対応できない新たな社会福祉の問題が発生しているのも現状であり、社会福祉法が施行された同年、社会的排除の問題に言及した厚生省社会・援護局は「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」を2000年設置し、同年12月、同検討会による報告書が出された。同報告書は、「社会的援護を要する人々に対する」全ての問題を論じ尽くすことはできなかったが、問題の所在と「社会福祉のあり方」の見取り図というべきものの整理を行えたものであると、示している。同報告書には、問題が発生しながらも解決に至らない理由として、個人・家族・地域・職域の要因、行政実施主体の要因、福祉サービス提供側の要因を示されている。(同報告書図表2-1参照)

EU諸国では、現在の最重要政策課題の一つが社会的包摂(Social Inclusion)であって、これは社会的排除(Social Exclusion)の問題が深刻の一途をたどるなかで、それらの対応策が政治的に求められてきたことになる。社会的排除の定義はEU諸国との違いはあっても、わが国においてもまだ対制度化されていない潜在的な福祉ニーズ、つまり福祉の対象を総合的、開発的に捉える社会福祉をどのように再編していくのが課題である。そのためには、地域社会での支えあい活動の取組みの推進が重要となる。

図表2-1 現代社会の社会福祉の諸問題



※ヨコ軸は貧困と、心身の障害・不安に基づく時間を示すが、タテ軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。
 ※各問題は、相互に関連しあっている。
 ※社会的排除や孤立の強いものほど制度から漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

4. 地域福祉とは

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

①地域福祉とは、

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方である。

地域福祉は、対制度化された福祉サービス、事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働することによって支えられる。

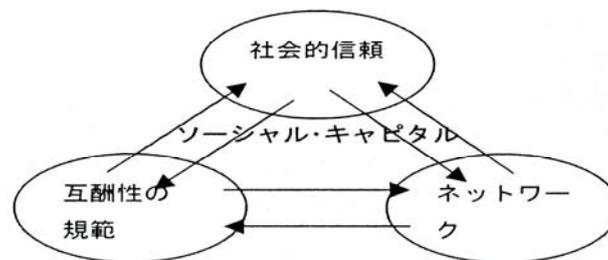
②地域力(ちいきりょく)とは、

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。また、そうした地域力を醸成していく過程をエンパワーメントという。

③ソーシャル・キャピタル(Social capital)とは、

従来は、自助、共助による、個別の問題を解決してきた家族や地域の「つながり」が今日、希薄化している。このような現状を捉え、「つながる社会」をどのように構築していくかを考察されていかななくてはならない。近年、「ソーシャル・キャピタル (Social Capital)」という新しい概念が注目を集めつつある。社会学、政治学、経済学、経営学などにおいて用いられる概念。人びとの協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念である。

図表Ⅱ-1 ソーシャル・キャピタルの概念イメージ



5. 地域における施設の役割とは、地域社会の課題の解決に向けて

利用者の生活やプライバシーを配慮しながらも、地域にある施設の機能を積極的に地域社会のために活用しなくてはならない。

①施設の地域拠点としての役割

＊施設の建物（場の提供）設備、機器の活用

災害時の拠点、防犯活動の参画

＊専門機能の活用

施設（内）⇒地域（外）

相談支援事業、介護（予防）教室、栄養管理指導 など

＊教育機能の活用

児童・生徒・学生に対しての福祉体験、実習生の受入れ

講師の派遣、地域での福祉人材の発掘 など

＊企業との連携

＊ボランティア活動のためのマネジメント体制の構築

②施設（施設職員）の役割とは

各々の地域において存在する福祉課題を明らかにし、解決にむけた活動を通して、地域

の人とともに考え、行動する存在として認知されることが必要となる。また、地域の人
が自らの問題として捉えるよう支援する地域のコーディネーターの役割が必要となる。

6. 地域における課題やニーズの探索

「地域で共有されている福祉課題」は、より具体的にどのような課題やニーズが存在する
のか、などについて事前に調査しておく必要がある。具体的な方法としては、自治体
の政策の調査、地域にある関係団体の活動について情報を集める、実際に話を聞いた
りする、地域住民にヒアリングをして直接ニーズを探る、などが考えられる。

①実態調査

②地域の社会資源の把握

地域には暮らしを支える資源がある。コーディネートする際には、対制度化されたサ
ービスだけではなく、地域にある生活関連の幅広い資源を対象としなくてはならない。

③地域における福祉課題、ニーズの検討

- * 地域での福祉活動の実態
- * 地域住民へのヒアリング



④施設の役割、施設機能の活用の検討

7. モデル事業の取組みのプロセス

(目的)

- * 施設運営の向上につながる地域活動の受け入れ
- * 地域のニーズや課題解決につながる施設の取組み
- * 地域住民同士の交流につながる活動

施設が「地域の拠点」となるため、モデル事業では次のようなアプローチを進める。

ステップ1：施設が地域の拠点となることへの職員の理解と認識の共有



ステップ2：拠点となる取組みが安定かつ効果的に実施できる体制の整備



ステップ3：具体的事業の実践



ステップ4：取組みの評価と検証